

千曲市監査委員公表 第4号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、千曲市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

平成29年12月28日

千曲市監査委員 飯 島 仁 一
同 小 山 嘉 一

措置の通知書

平成 28 年度定期監査（平成 29 年 2 月 6 日監第 61 号）分

指摘事項	指摘事項の内容	指摘事項に対する措置内容等				
<p>(個別事項)</p> <p>3. 農地取得にかかる下限面積の引き下げについて</p>	<p>新たに農地を取得しようとする場合には、農地法第3条の規定に基づき、農業委員会の許可を受ける必要があり、千曲市では、その下限面積を30a（旧稲荷山町は20a）と定めている。</p> <p>しかしながら、農業の担い手不足が深刻な状況の中で、年金生活者や千曲市への移住希望者等の多様な人が参入でき、かつ、小規模でも農地が取得できるよう下限面積の引き下げをすることにより、移住者等の就農促進と耕作放棄地の解消を図ることは緊急の課題である。</p>	<p>平成 29 年 11 月 28 日開催の農業委員会定例総会において下限面積の見直しについて審議し、次のとおり設定しました。</p> <p>1. 下限面積の設定</p> <table border="1" data-bbox="963 781 1409 976"> <tbody> <tr> <td data-bbox="963 781 1187 878">農振農用地区 域内農地</td> <td data-bbox="1187 781 1409 878">30アール</td> </tr> <tr> <td data-bbox="963 878 1187 976">農振農用地区 域外農地</td> <td data-bbox="1187 878 1409 976">4アール</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 下限面積の適用年月日</p> <p>平成 30 年 1 月 1 日から適用する。 (農業委員会)</p>	農振農用地区 域内農地	30アール	農振農用地区 域外農地	4アール
農振農用地区 域内農地	30アール					
農振農用地区 域外農地	4アール					